



NEWS

FUKUE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

福江商工会議所ニュース



第30回五島椿まつり開催!!

灯ろうが飾り付けられた外濠公園で、2月23・24・25日開催されました。



(白鳥神社神楽)

五島に伝わる伝統芸能の数々が一堂に会した貴重な3日間でした。吹奏楽の演奏やジャズダンス、カラオケ、プロ歌手の歌声が雨あしを吹き飛ばした感がありました。

山本二三 追悼展

絵にかけた人生と情熱、遺作「漫画 勘次ヶ城」

3月10日(日)まで 山本二三美術館

大人400円 市内学生100円

本誌の主な内容

- 新年度に向けて各種補助金のご紹介
 - 小規模事業者持続化補助金
 - ものづくり・商業・サービス補助金
 - 事業承継・引継ぎ補助金
- 日本政策金融公庫の融資制度
 - マル経融資（小規模事業者経営改善資金）
- 事業資金の斡旋
 - 五島市中小企業振興資金融資制度
- 福江商工会議所青年部（福江YEG）会員募集
- 中小企業基盤整備機構よりお知らせ
 - 小規模企業共済制度
 - 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）
- 福江商工会議所女性会会員募集

— 福江商工会議所情報発信中 —

- 福江商工会議所ホームページ <http://www.fukue-cci.org/> ●福江商工会議所Facebook
- 福江商工会議所は、docomo無料wi-fiがご利用できます!!

皆様のご意見、ご要望がありましたらお寄せください。

新年度に向けて各種補助金のご紹介

令和6年2月時点版

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓の取組を支援します！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50～200万円

⇒ 免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。（最大250万円）
（詳細は、裏面をご確認ください）

【補助率】

2 / 3（賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3 / 4）

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

公募要領公開：2024年1月16日（火）

申請受付期間：2024年2月9日（金）～3月14日（木）

※詳しくは事務局ポータルサイト（裏面）をご確認ください。

応募方法：原則持続化補助金申請システムによる電子申請

※電子申請に必要なGBizIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、事前にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。



～生涯性向上と事業の持続的発展～

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
※令和6年10月31日までに事業を完了し、令和6年11月10日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

支援枠・類型の概要

	通常枠	特別枠		
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠
補助率		2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3 / 4)		
補助上限	50万円	200万円		
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ			

【申請要件】

- 賃金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上とした事業者（既に達成している場合は申請時点の事業場内最低賃金より+50円以上）
- 卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超過して規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者

免税事業者からインボイス発行事業者へ転換した事業者は、全ての枠で50万円の補助上限を上乗せ。

○インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者

※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

活用事例①

※赤字が本補助金の対象経費

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を改装**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

活用事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

事務局HP： 商工会地区HP
お問い合わせ先は所在地によって異なるため上記の商工会地区HPをご参照ください。

商工会議所地区HP
03-4330-3480

jGrants
(ID取得)

生産性向上を目指す皆様へ

令和6年2月時点版

令和5年度補正予算

「ものづくり・商業・サービス補助金」で

雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、
新製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な
設備投資等を支援します！

STEP1 対象要件

公募要領等はこちらをチェック

※公募は17次、18次公募の2回実施。



■ 中小企業・小規模事業者等が、**革新的な製品・サービス開発又は
生産プロセス等の省力化のための設備投資・システム構築**を行い、

- ① 付加価値額 **年平均成長率3%増加**
- ② 給与支給総額 **年平均成長率1.5%増加**
- ③ 事業場内最低賃金が**地域別最低賃金+30円以上**
の基本要件等を目指す**3～5年の事業計画**に取り組むこと。

STEP2 申請手続

■ 公募要領で**補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等**を確認
 ■ **GビズIDを取得**※のうえ、電子申請システムにより申請

※本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要です。
ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID 検索



審査

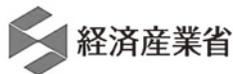
STEP3 事業実施、フォローアップ

■ 交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施
 ■ **補助事業実施期間内に設備投資等を行い、実績報告書を提出**
 ■ **3～5年の事業計画に基づき事業を実施し、事業化状況報告を提出**※

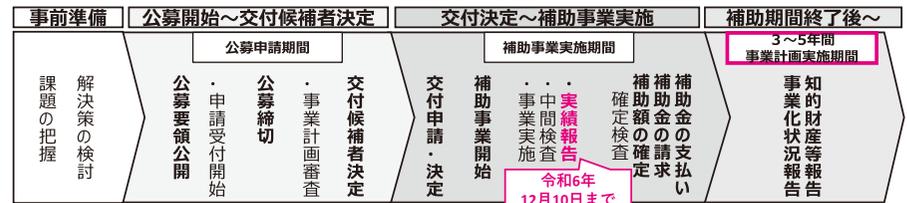
※5年間、毎年事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。また、基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

※申請類型等の詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置



事前準備から事業終了までの流れ



※令和6年12月10日までに実績報告まで完了していただく必要があります。無理のない計画を基に申請を行ってください。
 ※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
 対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

<公募スケジュール>

17次公募(省力化のみ)：2023.12.27公募開始、2024.2.13申請受付開始、3.1公募締切、5月中旬採択発表予定
 18次公募(全枠)：2024.1.31公募開始、3.11申請受付開始、3.27公募締切、6月下旬採択発表予定

支援枠・類型の概要

	生産プロセス改善等の取組	製品・サービス開発の取組		海外需要開拓等の取組
	省力化 (オーダーメイド) 枠	製品・サービス高付加価値化枠		グローバル枠
要件	省力化への投資	通常類型	成長分野進出類型 (DX・GX)	
補助上限	750万円～8,000万円	750万円～1,250万円	1,000万円～2,500万円	3,000万円
補助率	1/2 ※小規模・再生事業者2/3 ※1,500万円までは1/2もしくは2/3、 1,500万円を超える部分は1/3	1/2 ※小規模・再生事業者2/3 ※新型コロナ加速化特例2/3	2/3	1/2 ※小規模2/3
対象経費	<全枠・類型共通> 機械装置・システム構築費(必須)、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、 専門家経費、クラウドサービス利用料、原材料費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費も利用可能			

➡ **大幅な賃上げに取り組む事業者への支援**：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、
 100万円～2,000万円を上記各枠の補助上限に上乗せ(申請枠・類型、従業員規模によって異なる、新型コロナ加速化特例適用事
 業者を除く)。

<参考> 製品・サービス高付加価値化枠については、厚生労働省所管の**産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)**
 を併給できる場合があります。詳しくは右記の厚生労働省HPでご確認いただくかコールセンターまでお問い合わせください。
 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00(土日・祝日含む) 厚生労働省HP



活用イメージ

省力化(オーダーメイド) 枠

人手不足解消のため、AIや画像判別技術を用いた自動組立ロボットを開発・導入し、部品組立工程を完全自動化。

製品・サービス高付加価値化枠

<通常類型> 最新複合加工機を導入し、精密加工が可能となり国際基準に準拠した部品を開発
 <成長分野進出類型> AIやセンサー等を活用した高精度な自律走行搬送ロボットの試作機を開発

グローバル枠

海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・ 引継ぎ補助金

公募のご案内

公募要領公開

2024年1月9日(火)～

Webサイト

<https://jsh.go.jp/r5h/>



事業承継・引継ぎ補助金とは？

事業承継・引継ぎ補助金は、中小企業者及び個人事業主が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。



事業承継・引継ぎ補助金事務局

ポイント③：経営資源引継ぎにおけるFA※・仲介業務は「M&A支援機関登録制度」に登録された専門家への委託のみが補助対象となります

※フィナンシャルアドバイザー

中小企業庁は、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するため、「M&A支援機関に係る登録制度」を令和3年8月に創設しました。専門家活用枠でFA・仲介業者への委託費が補助されるためには、本制度に登録した専門家を活用することが条件となります。

M&A支援機関登録制度とは??

中小企業庁によって創設された、中小企業に向けたM&A支援業務を行う事業者の登録制度です。

■M&A支援機関の種類(例)

- ・M&A専門業者(仲介、フィナンシャルアドバイザー)
- ・金融機関(都市銀行、地方銀行、信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社など)
- ・商工団体(商工会・商工会議所)
- ・士業専門家(税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、司法書士、社会保険労務士、行政書士など)



Point

委託費のうち、「M&A支援機関」への支払のみが補助対象となる費用

- ・着手金
- ・マーケティング費用
- ・リテナー費用
- ・基本合意時報酬
- ・成功報酬
- ・価値算定費用
- ・デューデリジェンス費用※(プレPMI費用を含む)

※DD業務のみの場合は登録は不要ですが、支援内容が実質的にFA業務又は仲介業務と同等のもの認められる場合は登録専門家のみ対象となります

補助対象となる経費の区分

委託費*	謝金	システム利用料	廃業費(併用申請時)
*FA・仲介業務に係る委託費用は、M&A登録専門家への支払のみ補助対象	旅費	保険料	廃業支援費、在庫廃業費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用
	外注費		

補助率・補助上限額

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	上乘せ額(廃業費)
買い手支援類型	2/3以内	50万円	600万円以内	+150万円以内
売り手支援類型	1/2又は2/3以内			

※詳細は公募要領をご確認ください

Point

売り手支援類型(II型)において、以下の条件に該当する場合は、補助率が2分の1以内から3分の2以内に引き上げられます

- ・一定の比較期間における営業利益率が、物価高等の影響により低下している場合
- ・直近決算期の営業利益または経常利益が赤字の場合

Point

補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合(補助対象事業において、クロージングしなかった場合)、補助上限額は300万円以内となります

●各種補助金の問合せ先

福江商工会議所 中小企業相談所 担当 平野・野口
TEL : 0959-72-3108 (代表) FAX : 0959-74-1588

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

●マル経融資（小規模事業者経営改善資金）の概要

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円	
ご返済期間（うち据置期間）	7年以内（1年以内）	10年以内（2年以内）
利率（年）	特別利率F	
担保・保証人	担保・保証人は不要です。 ご利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長等の推薦が必要です。	
併用できる融資制度	設備投資を行う方	設備資金貸付利率特例制度（全国版）（注1） 設備資金貸付利率特例制度（東日本版）（注2）

（注1）災害等関連のマル経融資には、ご利用いただけません。

（注2）災害等関連のマル経融資の場合は、東日本大震災関連のみご利用いただけます。

〈お問い合わせ先〉 福江商工会議所・中小企業相談所 TEL0959-72-3108（代表）

事業資金の斡旋

五島市中小企業振興資金融資制度

五島市内の中小企業の振興を図るため、金融機関の協力を得て、中小企業者へ低利の融資を円滑に行うことにより、中小企業の経営合理化に寄与するものです。

《融資対象》 五島市内に事業所を有する中小企業者で、次のすべてに該当するもの。

1. 市内で同一業種を1年以上継続して営んでいるもの
2. 市税を完納しているもの
3. 返済能力が確実にあると認められるもの

《融資対象業種》 長崎県信用保証協会の定めるところによる

《貸付限度額》 **1,000万円**

《貸付期間》 **運転資金 … 7年以内（うち据置1年）** **設備資金 … 10年以内（うち据置1年）**

《資金用途》 事業経営に必要な運転資金および設備資金

《返済方法》 分割返済または一括返済

《連帯保証人》 長崎県信用保証協会の定めるところによる

《貸付利率》 **運転資金 … 年率1.8%**（1/4を市が補給） **設備資金 … 年率1.8%**（市が全額利子を補給）

《保証料率》

- | | | |
|------|----------------------------|------------------------|
| 運転資金 | ● 保証料率0.45%の場合：0.15%市が補給 | ● 保証料率0.6%の場合：0.3%市が補給 |
| | ● 保証料率0.8%の場合：0.5%市が補給 | ● 保証料率1.0%の場合：0.7%市が補給 |
| | ● 保証料率1.15%以上の場合：0.85%市が補給 | |

設備資金 保証料率と同率を市が補給

《お申込み先》 ● 十八親和銀行福江支店 TEL:0959-72-2131 ● 福江商工会議所 TEL:0959-72-3108
● 福江信用組合本店 TEL:0959-72-4181 ● 五島市商工会 TEL:0959-82-0702



福江商工会議所青年部（福江YEG）会員募集

福江商工会議所青年部は、会員を募集しています。会員相互の親睦と連帯を密にし、青年経済人としての研鑽・企業の発展・地域の振興を図ることを目的にして活動しています。

また、入会すると多様な業種間の事業者と市内・県内はもちろん、全国3万人のYEGメンバーとビジネスサイト等で繋がりを持つことができ、企業のアピールの場として利用することもできます。

多方面に見聞を広めたい方や仲間をつくりたい方なども大歓迎です。

入会希望・お問い合わせは・・・福江商工会議所 TEL. 0959-72-3108

担当：平野までお気軽にご連絡ください。



小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

1. 安心・確実？

小規模企業共済制度は、法律（小規模企業共済法）に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。昭和40年に発足した実績のある制度で、現在128万人の方が加入しています。

2. 制度に加入できる人は？

小規模企業共済制度に加入できるのは、次の方々です。

- 常時使用する従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下）の個人事業主および会社の役員
- 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下であって、農業と経営を主として行っている農事組合法人の役員
- 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
- 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をともに満たす方となります。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

3. 毎月の掛金はどのくらい？

掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。

加入後も掛金月額を増額・減額できます。

また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

4. 掛金は税法上どんなメリットがあるの？

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

（1年以内の前納掛金も同様です）

5. 共済金はどんなときに受け取れるの？

共済金は廃業時・退職時に受け取れます。満期はありません。

例）共同経営者の方は、個人事業主の廃業に伴う退任など。

※共済金等の請求事由が生じても、特定の要件に該当すれば、共済金等を受け取らずに、所定の手続きをすることによって、それまでの掛金納付月数を通算して共済契約を続けることができます。

6. 共済金の受取り方法と税法上の取扱いは？

共済金の受取りは、「一括」「分割（10年・15年）」「一括と分割の併用」いずれかをお選びいただけます。税法上、一括受取りによる共済金は「退職所得扱い」、分割受取りによる共済金は「公的年金等の雑所得扱い」となります。

7. 事業資金も借り入れできるの？

契約者（一定の資格者）の方は、納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられます（担保・保証人は不要）。【貸付けの種類】

一般貸付け、疾病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付け

※その他、制度の詳細な内容については、「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難となった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

取引先の
倒産！

掛金の10倍の範囲内で

最高 **8,000万円**まで貸付け

貸付け条件は **無担保・無保証人**

掛金の積立限度額は **800万円**

掛金月額の上限は20万円

掛金は **損金または必要経費**に

償還期間は **貸付額に応じて設定**

早期完済時は **早期償還手当金を支給**

もしものときの資金調達しっかりサポートします。

【上記の詳しいお問い合わせはこちらまで】

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構** 共済相談室 ☎**050-5541-7171**

中小企業ビジネス支援情報満載のウェブサイト 「j-Net21」 <http://j-net21.smrj.go.jp>



福江商工会議所女性会 会員募集!!

福江商工会議所女性会は現在会員を募集しています。

主な活動と致しまして、福江みなとまつりへの参加・地域事業への協力・愛のチャリティ歌の祭典の開催など、多岐にわたり活動の場を広げております。

長崎県下の女性会との交流も積極的に行ない、大会や他の女性会の事業に参加することで、島内外での多くの繋がりを深めることもできます！

多方面での見聞を深めたい方、地域を盛り上げたい・親交を図りたい方、会員一同大歓迎しております！

福江商工会議所 **TEL.0959-72-3108**

（担当：早瀬までお気軽にお尋ねください！）